

対外委託製造事案における裁判『天秤』の変遷：『政策的傾斜』から『原理への回帰』（下）

はじめに

対外委託製造（英語: Original Equipment Manufacturer、以下「OEM」という。）とは、国内企業が海外の主体から委託を受けて製品を製造し、海外委託者の要求に従って商標を貼付して、製品のすべてを海外に輸出して販売する行為を指す。

このような行為が多くの特許紛争を生じさせている原因は、当該行為は商品が海外でのみ販売されるため、国内の製造者は通常国内で商標登録を行っていない点にある。その結果、国内の登録商標権者から商標権侵害訴訟を提起された場合、この行為が商標権侵害を構成するか否かをめぐって多くの論争が生じている。一部の判決や認定には矛盾や衝突が存在し、それが委託製造者、国内商標権者、弁護士さらには裁判官などの関係者に混乱をもたらしている。

現時点で、OEM 行為に関して論じた論文は多数あり、その中には鋭い洞察を示すものも少なくない。例えば、ある研究者は「輸入行為の法的責任を輸出者に課すべきではない」という見解や、「関連公衆の範囲の認定には属人主義ではなく属地主義を採用すべきである」という見解を示している。これらの見解にはいずれも法的根拠があり、現実的な事情や道理も考慮してのものである。

しかし、OEM 行為に関する研究や議論には、なおいくつかの空白が存在する。第一に、その法律的性質を論じるものが多く、社会的背景や論争が生じた原因についてはほとんど触れられていない。第二に、関連する判決間の矛盾を論じたり批判したりするものが多いが、裁判の判断の背景にある理由や裁判の判断メカニズムについて分析するものは少ない。

そこで、本稿では従来とは異なる視点から、OEM について分析および検討を試みる。第一に、中国製造業における OEM 行為の置かれた環境を分析し、裁判の立場がなぜ動的に変化したのかという社会的背景を論じる。第二に、新たな裁判モデルを構築し、各段階の司法判断における検討メカニズムを動的に分析する。最後に、このモデルの要素に基づいて逆算的に導き、国内製造企業に対して実務上の実行可能なリスク回避策を提示する。

三、政策的考量から法理への回帰：OEM に関する裁判規則の考慮要素とその動態的展開

(一) なぜ裁判は「揺れ動く」のか？「政策—法理」動態的均衡という分析視角

社会的現実の観点からみると、OEM をめぐる事件においては、長年にわたり異なる裁判結果が示されてきた。表面的に見れば、こうした裁判の差異は、法が本来有すべき指導的機能を弱め、国内製造企業を含む関係主体にとって判断の拠り所を失わせているかのようにも映る。そのため、単に「侵害／非侵害」という結論のみに着目して裁判を理解しようとするならば、裁判論理の変遷を説明することも、将来的な裁判動向を予測することも困難である。

しかしながら、法的観点から検討すると、OEM に関する裁判結果が一見「矛盾」しているように見えるのは、実際には「商標法の一般原理」（以下「原理」という）と、「特定の時期における経済政策上の要請」（以下「政策」という）との間における動態的均衡の結果であると理解することができる。すなわち、OEM の特殊性は、法規範上の例外に由来するものではなく、対外貿易輸出を保護するという特定の時期的要請の下で、上記原理に対して行われた「段階的な調整」に起因するものである。例えば、「関連公衆の範囲」を縮小し（消費者のみを対象とし、取引業者を含めない）、あるいは「混同可能性の判断基準」を引き下げる（現実の混同のみを認め、潜在的混同リスクを認めない）といった裁判上の取扱いがその典型である。

そこで本稿は、事件の背後にある裁判判断メカニズムを分析するモデルを再構築することを試みる。すなわち、異なる歴史的段階において、「経済政策上の考慮」と「法理の適用」とがいかなる比重で作用してきたのかを分析することにより、裁判が「特殊化された傾斜」から「段階的な是正」へと移行していく過程を明らかにし、裁判論理を理解するためのより本質的な視角を提示する。本稿では、この分析モデルみを概括的に「政策—原理動態的均衡」モデルと称する。

本稿が構築する「政策—原理動態的均衡」裁判分析モデルの中核的内容は、以下のとおりである。

- 基本的意義:ここでいう「政策要因」とは、対外貿易の維持、雇用の促進、加工産業の安定確保といった観点からの考慮を指すものであり、単なる政策そのものではなく、政策的要請を前提として法を特別に解釈・適用することに

よって形成された裁判規則を含意するものである。ある時期において「政策要因」の比重が高い場合には、裁判は加工企業の保護に傾斜し、商標権侵害を否定する方向で判断されやすい。これに対し、「原理要因」は、混同の有無や侵害該当性を判断する商標法上の一般的適用原理を指し、この比重が高まる場合には、具体的事案の事情を踏まえ、侵害の有無について精緻な判断と認定が求められることとなる。

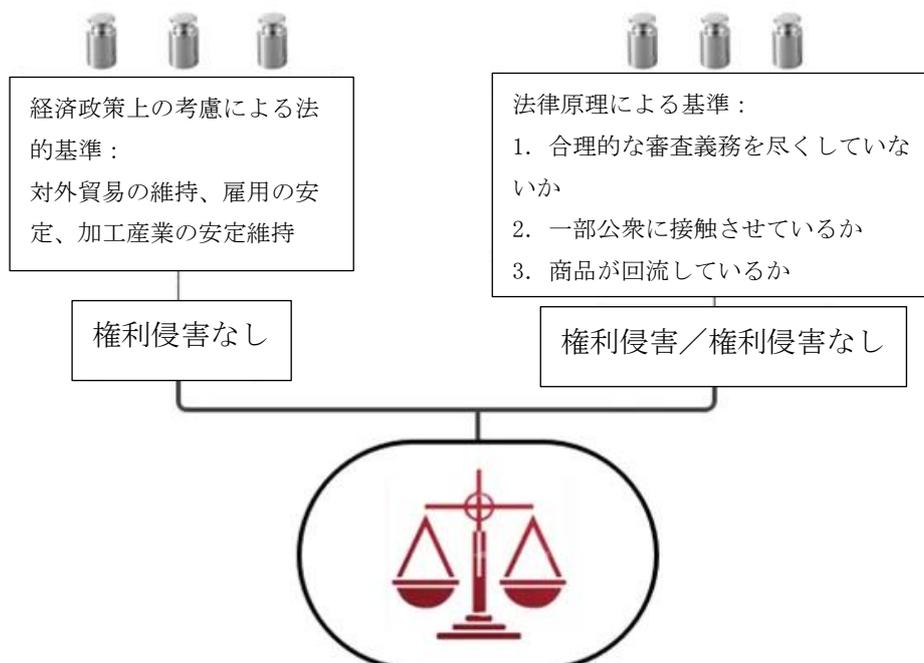
- 時間的段階区分:時間の経過とともに変化しており、「秩序形成」段階、「政策優先」段階、「是正開始」段階、「精緻認定」段階の四つの段階に区分して分析する。

時間的段階	政策考慮要因	原理適用要因	判断における比重	典型的裁判傾向
秩序形成段階 (2000年代初頭)	「商標の属地主義」および「国内での未許可使用」への警戒が、政策的配慮として重視される	商標秩序の整備が初期段階にあり、国内商標秩序の迅速な確立を優先し、商標権の排他性を強く保護	秩序保護を優先	侵害肯定が多数
政策優先段階 (2009年～2018年)	輸出促進、加工企業の負担軽減	「関連公衆の範囲」を限定し、「混同の潜在的リスク」を否定	政策要因>原理要因	非侵害とする判断が多数
是正開始段階 (2019年～2022年)	加工産業および雇用への配慮は残しつつも、もはや一律の優先は行わない	「関連公衆の範囲」および「混同の潜在的リスク」に関する判断を回復	原理要因>政策要因	侵害肯定が再び増加
精緻認定段階 (2022年以降)	「原理と抵触しない限度」においてのみ政策的要素を考慮(例:委託者の正当権利の有無)	OEMに特化した特別ルールを設けず、商標侵害認定の一般原理に厳格に回帰	原理を中核とし、政策は補完的要素として限定	個別事案に即した判断、画一的判断を回避

			的に考 慮	
--	--	--	----------	--

以上のとおり概括すると、OEM 行為に関する裁判ロジックは、商標法規範の例外として形成されたものではなく、特定の時期において対外貿易輸出を保護する必要性に基づき、商標法の一般原理に対して行われた段階的な調整にすぎないことが分かる。産業構造の高度化および司法における法治意識の強化に伴い、裁判は次第に商標法の一般原理へと回帰し、「政策的傾斜」から「原理回帰」へと至る是正過程を示している。

「政策—原理動態的均衡」裁判分析モデルの構築に立ち戻ると、異なる時間周期において、実際には政策と法的原理の適用における重みは同一ではない。政策側の「重み」が重くなる場合、裁判の天秤は「非侵害」へと傾く。他方、法的原理の適用における「重み」が重くなる場合、天秤は単純に侵害・非侵害のいずれかへ直ちに傾くのではなく、当事者が合理的な審査義務を尽くしたか否か、商品が国内に逆流したか否かといった個別事情を再度総合考慮することになる。これについては、次のような模式図で表すことができる。



(二) OEM に関する判例発展段階における「重み」の比重変化

OEM に関する裁判ルールの変遷は、商標法の基本原理が「経済政策により段階的に弱化された状態」から「徐々に回帰し裁判の核心となる状態」へと修正されてい

く過程として捉えることができる。このような分析視角は「法理回帰」の視角と概括できる。「法理回帰」の視角に基づき、裁判における「法理」の比重変遷を整理すると、約 20 年にわたる判例の発展はおおむね以下の四段階に区分することができる。

1. 第一段階：秩序形成期（2000 年代初頭）——法的原理の素朴な適用

- 時代背景：WTO 加盟初期にあたり、国内の商標秩序の確立が急務であった。
- 裁判の特徴：WTO 加盟初期の司法実務は、国内の商標保護秩序を迅速に確立することに重点を置いていた。この時期には、「属地主義」および「無断使用」に対する理解は比較的形式的であり、中国国内で商標が貼付された事実があれば侵害を肯定する傾向が強かった（いわゆる「NIKE」事件など）。この段階では「混同」要件についての精緻な検討は十分になされていなかったものの、商標権の基本原則に対する素朴な適用段階であったと評価できる。
- 関連事件：「NIKE」事件等。

2. 第二段階：政策優先期（2009～2018 年）——政策考量の優先と原理適用の弱化

- 時代背景：この段階において、中国の労働集約型産業は対外貿易輸出に大きく依存しており、OEM は大量の雇用および対外貿易の成長に直結していた。
- 裁判の特徴：「対外貿易の安定維持および雇用促進」という経済政策の目的に資するため、司法実務は商標権侵害認定ルールを特殊化し、OEM 行為に対していわば「セーフハーバー」を提供することを目的とする一連の裁判規則を形成した。これらの規則は具体的には次の点に表れている。
 - (1) 「商標使用」の意義の限定的解釈：「全部輸出」を直接に「商標的使用に該当しない」と同視し、貼付行為自体が有する識別機能を事実上排除した。
 - (2) 「混同」認定基準の引上げ：「商品が国内市場で販売されない」ことを理由に、「混同のおそれ」の認定をほぼ排除した。
 - (3) 「審査義務」の創設によるフィルター機能：「合理的審査義務」という概念を導入し（いわゆる「東風」事件）、侵害認定を加工者の過失の有無の問題へと転化させた。これは、商標権侵害が原則として無過失責任であるという法理的基礎を一定程度曖昧化するものであった。

- 関連事件：2015年「PRETUL」事件、2017年「東風」事件は、この段階の典型的事例で、いずれも「商品は全部輸出され、国内販売がない → 商標的使用に該当しない → 混同のおそれはない」という論理構造により非侵害と認定されたものであり、その本質は「政策の重みが法理の重みを上回った」段階であったと評価できる。

事件	「PRETUL」事件
裁判日	2015年11月
裁判所	最高人民法院
事件番号	(2014)民提字第38号
事件の背景	<p>被告である中国企業は、海外主体の委託を受け、中国国内において南京錠を製造し、「PRETUL」商標を貼付した上で、その全部をメキシコへ輸出した。原告は、中国において第6類の南京錠等の商品について「PRETUL 及び図形」商標を登録している</p>
判決の認定	<p>.....商標は商品又は役務の出所を識別する標識であり、その基本的機能は識別性にある。被告による「PRETUL」標識の使用行為は、中国国内においては単なる物理的貼付行為にすぎず、委託者が商標専用権を有するメキシコにおける商標使用のための技術的条件を提供するものであったにとどまるものであり、中国国内においては、当該標識は商品の出所を識別する機能を有しない。</p> <p>したがって、OEM 製品に貼付された標識は、商品の出所識別の意義を有するものではなく、その出所を識別する機能も実現し得ない。</p> <p>ゆえに、当該貼付標識は商標としての属性を有せず、製品への標識貼付行為もまた、商標法上の「使用」には該当しない。</p>
重みの比較	政策の重み > 原理の重み
認定結果	侵害は成立しない
事件	「東風」事件
裁判日	2017年12月
裁判所	最高人民法院

事件番号	(2016)最高法民再 339 号
事件の背景	被告はインドネシア企業の委託を受け、同社がインドネシアにおいて適法に有する商標権に基づき、ディーゼルエンジンおよびその部品を製造し、当該製品をすべてインドネシアへ輸出販売した。原告は、ディーゼルエンジン等の商品について「東風」等の商標を登録している。
判決の認定	<p>.....被告の加工・生産又は輸出の過程において、当該標識が指し示す主体はすべて委託者であるインドネシア企業であり、原告の本件登録商標が国内市場において有する通常の識別機能を害するものではなく、関連公衆の誤認混同を生じさせるものでもない。【合理的審査義務の不履行は存在しない】。</p> <p>また、OEM は一般的かつ適法な国際貿易形態であることを考慮すれば、被告が委託を受けるにあたり合理的注意義務を尽くさなかったこと、またその受託加工行為が原告の商標権に実質的損害を与えたことを示す反証が存在しない限り、通常は商標権侵害と認定すべきではない。</p> <p>被告は委託を受けて委託製造業務に従事するにあたり、関連する商標権の状況について相当かつ適切な注意義務を履行していた。</p>
重みの比較	政策の重み> 原理の重み
認定結果	侵害は成立しない

3. 第三段階：是正開始期（2019～2022 年）——原理適用の回帰と政策考量の後退

- 時代背景：経済の高品質発展および「ブランド強国」戦略の推進に伴い、司法実務は前段階における特殊化の傾向を是正し始めた。「本田」事件はその象徴的転換点であり、商標法の基本原理の回帰を正式に宣言するものとなった。この段階においては「原理の重み」比重が顕著に上昇した。
- 裁判の特徴：

(1) 「関連公衆」の範囲の拡張：輸送業者や倉庫業者等の流通過程に関与する事業者を関連公衆に含め、これらの主体が商品に接触し得ること自体が混同の可能性を生じさせると認定した。

(2) 「混同のおそれ」基準の強化：「商品の国内逆流」や「国外消費者による接触」の潜在的リスクを認め、「国内販売がない」ことをもって侵害を否定する論理を採らなくなった。

(3) 「合理的注意義務」の厳格化：加工企業に対し、中国国内における商標登録状況（とりわけ商標の知名度）を審査することを求め、当該審査義務を尽くさない場合には過失を肯定した。

- 関連事件：2019年「本田」事件、2022年「CATA」事件

本件は、「輸送段階の事業者」を関連公衆に含め、「逆流リスク」を認めた上で、「商標的使用に該当+潜在的混同の存在」を理由に侵害を肯定した最初の事例であり、原理適用の回帰を示すものとなった。

事件	「本田」事件（いわゆる「HONDA」事件）
裁判日	2019年9月
裁判所	最高人民法院
事件番号	(2019)最高法民再 138 号
事件の背景	被告は、その製造・販売するオートバイに「HONDAKIT」の文字および図形を使用し、ミャンマーへ輸出した。当該表示は、原告が中国において登録している商標と同一又は類似を構成していた。
判決の認定	<p>【一部公衆が接触し混同する可能性】……商標の使用行為は客観的行為であり、通常、物理的貼付、市場流通等の複数の段階を含む。本件における関連公衆は、被疑侵害商品の消費者のみならず、当該商品の販売・流通に密接に関連する事業者も含まれる。本件では、被疑侵害商品の輸送等の流通過程に関与する事業者が当該商品に接触する可能性が存在する。</p> <p>【商品の国内逆流可能性】……被疑侵害商品が国外へ輸出された場合であっても、国内市場へ逆流する可能性は否定できない。さらに、中国経済の発展に伴い、中国の消費者の海外旅行・消費機会は増加しており、「OEM 商品」に接触し混同する可能性も存在する。</p>
重みの比較	政策の重み < 原理の重み
認定結果	侵害成立

本件は、「商品の逆流可能性」をさらに強調し、混同のおそれを肯定した点において、原理の重みをより厳格に適用した事例と位置付けられる。

事件	「CATA」事件
裁判日	2022年3月
裁判所	広東省江門市中級人民法院
事件番号	(2021)粵 07 民終 7190 号

事件の背景	被告はトルコ企業の委託を受け、「CATA」ブランドの照明器具を加工生産し、その全量をトルコへ輸出販売した。原告は第 11 類の照明器具等の商品について同一商標を登録している。
判決の認定	<p>【OEM 行為は商標的使用に該当】裁判所は、被告が製造した製品およびその包装に標識を使用し、商品の出所識別のために用いている以上、当該使用状態は商標法上の商標使用行為に該当するとした。</p> <p>被告は、本件が OEM であり、被疑侵害商品は中国市場に流入せず、消費者に原告商標との混同は生じないとして商標使用に該当しないと主張したが、その主張は不十分であり、採用されなかった。</p> <p>【一部公衆の接触・混同可能性+商品の逆流可能性】経済のグローバル化の進展により、被疑侵害商品が国外へ輸出された場合であっても、国内市場へ逆流する可能性は否定できない。また、中国の消費者の海外旅行・消費機会の増加により、「OEM 商品」に接触し混同する可能性も存在する。</p>
重みの比較	政策の重み < 原理の重み
認定結果	侵害成立

4. 第四（最新）段階：精緻認定期（2022 年～現在）——原理を核心とする個別事案の総合考量

- 時代背景：中国経済および司法の自信が高まり、高品質発展と法適用の精緻化が強調されるようになった。
- 裁判の特徴：この段階において、裁判所はもはや「一律的」判断を行わず、OEM のために特別なルールを創設することもない。厳格に商標権侵害認定の一般原理へ回帰し、個別事案ごとに審査を行う。すなわち、まず「商標的使用」に該当するか否かを判断し、その上で、商品の逆流可能性、加工者の注意義務の履行状況、標識の類似性、原告商標の知名度等の諸要素を総合考慮し、「混同を生じさせるおそれ」があるか否かを判断する。政策的考量は、前記法理要素の審査を経た後、個別事案において法理との抵触がない場合（例えば、委託者の権利に瑕疵がなく、混同リスクも存在しない場合）に限り、補充的・均衡的要素として限定的に考慮される。この段階では、法的原理が適用の核心となっているため、表面的には事案間で結論が分かれているように見えるが、実質的には各裁判機関が「原理適用」の基準を統一的に維持している結果と評価できる。

- 事例および原理適用の具体的表れ：個別事案が「商標的使用＋潜在的混同＋義務不履行」という状況に該当する場合には、OEMであるという特殊性を考慮することなく、侵害と認定する（2024年「FILA事件」など）。他方、個別事案が「原理上の侵害要件」を充たさない場合（例えば、委託者の権利に瑕疵がなく、逆流リスクが存在せず、原告の権利が正当でない場合）には、「加工産業の安定維持」という政策要素を補充的に考慮し、非侵害と認定し得る（2022年「STAHLWERK」事件、2024年「PREDATOR」事件、2024年「REDMOND」事件など）。

事件	「FILA」事件
裁判日	2024年2月
裁判所	広東省高級人民法院
事件番号	(2023)粵民再498号
事件の背景	被告は台湾企業の委託を受け、「FILA」ブランドの衣料品を加工生産し、その全てを台湾へ輸出販売した。原告は第25類の衣料品等について同一商標を登録しており、かつ中国大陸において馳名商標と認定されている。
判決の認定	<p>【OEM行為は商標的使用に該当】被告は受託加工者として、被疑侵害標識を加工衣料に貼付しており、明らかに商品の出所識別する目的を有し、かつ実際に商品の出所を識別する機能を発揮し得るものである。よって、商標法上の「商標の使用」に該当すると認定された。</p> <p>【商品の逆流可能性＋商標使用に一定の攀附意図の存在＋合理的注意義務の不履行】</p> <p>【商品の逆流可能性】電子商取引およびインターネットの発展により、輸出商品であっても国内市場へ逆流する可能性は否定できない。</p> <p>【一定の攀附意図】被告使用標識は、委託者の商標と明確な差異があるにもかかわらず、頭文字について上下部分の色分けを行うことにより、原告商標のデザインと実質的に一致させ、より高い類似性を形成していた。</p> <p>【合理的審査義務の不履行】原告商標は委託者の商標が出願される以前から既に中国国内で高い知名度を有していた。同業者である被告はこれを認識し得たにもかかわらず、自らが授権を受けた標識と外観上明らかに異なる標識を、その加工した衣料品に貼付した</p>

	点において、少なくとも過失が認められ、合理的審査および注意義務を尽くしたとはいえない。
重みの比較	政策の重み < 原理の重み
認定結果	侵害成立

事件	「STAHLWERK」事件
裁判日	2022年1月
裁判所	浙江省高级人民法院
事件番号	(2021)浙民申4890号
事件の背景	あるドイツ企業はドイツにおいて「STAHLWERK」商標を登録しており、第7類電気溶接機等を指定商品としていた。被告は同社の委託を受けOEMを行い、商品は最終的に全てドイツへ輸出され販売された。原告は中国において「STAHLWERK」商標を電気溶接設備等の商品に登録していた。
判決の認定	<p>【OEMは直ちに侵害と認定されるものではない】OEMは中国の重要な対外貿易形態であり、これを一律に商標権侵害の例外とすることもできないが、他方で、常に商標権侵害とすることも妥当ではない。</p> <p>【合理的注意義務の不履行は存在しない】被疑行為は適法な授權範囲内におけるOEM行為であり、被疑侵害商品はさいしゅうてき全てドイツへ輸出販売された。</p> <p>【原告権利行使の不当性】原告は以前、被告の委託者と取引関係があり、商標を登録した後、これを当該商標を根拠に被告の中国国内におけるOEM行為に対して訴訟提起しており、その権利行使には不当性が認められた。</p>
重みの比較	原理の重み > 政策の重み
認定結果	侵害不成立

事件	「PREDATOR」事件
裁判日	2024年9月
裁判所	上海市高级人民法院
事件番号	(2024)沪民申2330号
事件の背景	被告は「PREDATOR」商標を付した発電機製品を製造し、試験用サンプル機として米国の研究所に提供し、検査・試験に供した。原告は第7類の電動機製品について「PREDATOR」商標を登録している。

判決の認定	<p>【OEM 行為に該当し、かつ商標的使用に該当】 「predator」の標識を被疑侵害商品に貼付する行為は、客観的に商標を商品に付す行為に当たり、主観的にも商品の出所を識別する目的を有していることから、商標法上の商標の使用行為を構成する。</p> <p>【中国公衆の混同を生じない：関連公衆への接触の立証なし】 まず、亜瑪公司是、被疑侵害商品が中国の関連公衆に接触し得た事実について証拠を提出していない。</p> <p>【商品の逆流可能性は存在しない】 被疑侵害商品はガソリン発電機 1 台であり、米国の研究所へ搬送されるための試験用サンプル機として直接国外へ輸出されたものである。その目的は米国の研究所への搬送にあり、中国市場へ逆流する可能性は極めて低い。</p>
重みの比較	原理の重み > 政策の重み
認定結果	侵害不成立

事件	「REDMOND」事件
裁判日	2024 年 7 月
裁判所	広東省江門市中級人民法院
事件番号	(2024)粵 07 民終 2605 号
事件の背景	被告は欧州連合域内の企業の委託を受け、パン焼き機を製造した。製品に使用された標識は「REDMOND」商標であり、委託者は EU において「REDMOND」商標を登録している。原告は中国第 11 類「トースター」について「REDMOND」商標を登録している。
判決の認定	<p>【OEM 行為に該当し、直ちに商標使用とは認定されない】 被告は国外委託者の委託を受けて本件製品を生産し、当該製品を本件商標権者から適法に授権を受けた企業へ輸出している。</p> <p>【合理的審査義務の不履行は存在しない】 被告による輸出行為には前記「授権状」の範囲を逸脱しておらず、相当かつ慎重な注意義務を履行していた。</p> <p>【商品の逆流可能性は存在しない】 輸出後に国内へ逆流し販売されたとの主張については、淘宝プラットフォーム上で販売された製品が被告製造品であることを証明するに足りない。被告が製造した本件製品はすべて輸出用であり、中国国内で販売された事実はない。</p>
重みの比較	原理の重み > 政策の重み
認定結果	侵害不成立

「政策—原理動態的均衡」モデルの整理から明らかなように、現在の司法実務は特定の政策的要請から徐々に脱却しつつあり、OEM のための特殊なルールを設ける

ことなく、商標権侵害の判断における一般原理へと回帰している。このような是正後の枠組みは、一見すると企業に一定の不確実性をもたらすように見える。しかし実際には、より明確かつ持続可能な法的指針を提示していると評価できる。あらゆるリスク防止措置は最終的に一つの法理的核心理念へと収斂する——すなわち、自らの行為が国内関連公衆の混同を生じさせないことを立証することである。これは、次章において企業向けリスク防止戦略を提示するための、論理的一貫性を有する法理的基礎を形成するものである。

四、解鈴還須繫鈴人：裁判要素から見る企業のリスク防止戦略

委託製造にとって、前述のモデルが示す指針はすでに明確である。すなわち、「特殊化段階における緩和的基準」に依拠するのではなく、「一般原理」をコンプライアンスの基準とすべきである。具体的には、委託者の権利状況の審査、混同リスクの回避、注意義務の履行等の側面から侵害リスクを防止する必要がある。

委託者の権利審査に関する措置に関して、まず国内の OEM 企業は、以下の点からリスク回避を図ることができる。

1. 海外委託主体の状況・資質および当該国における商標登録状況の審査：海外主体の設立時期、主要業務、存続状況を重点的に確認し、特に国内商標権者との取引関係や紛争の有無を調査すべきである。また、当該主体が当該国または地域において商標専用権を取得しているかを確認する必要がある。商標登録がより早く、使用による知名度が高いほど、相対的にリスクは低減する。

2. 海外主体からの授権書の取得および書面契約の締結：商品は当該国でのみ販売され、国内では販売しない旨を書面で明確に合意すべきである。また、海外企業は商品逆流を防止するための一定の措置を講じる義務を負うべきである。

さらに、加工企業が交渉上優位にある場合には、免責条項や求償条項を契約に盛り込むことも考えられる。例えば、国内の商標権者との間で紛争が生じた場合、海外委託企業は関連資料の提供に協力することや、海外委託企業の義務不履行により侵害と認定され責任を負担した場合には、当該企業へ求償を行うことができる旨を約定することが可能である。

3. 商標の使用態様の適法性確保：使用する商標は委託者の登録商標と一致させるべきであり、委託者から変更の要求があった場合にも書面で明確化する必要がある。さらに、変更後の商標の使用態様が国内の登録商標と同一または酷似することのないよう留意すべきである。

4. 国内登録商標の登録・使用状況の調査：同一または類似商品に関する国内商標の登録状況、その権利者、商標の使用実態および使用による一定の知名度の有無等を調査する必要がある。国内で極めて高い知名度を有する商標や、著名商標として認定されているものについては、回避すべきである。また、登録商標が実際には使用されていないことが判明した場合には、条件を満たす範囲で不使用取消審判等を提起するなど、潜在的リスクを排除することも考えられる。

次に、国内企業は、生産、輸送および流通の過程において、関連公衆に接触し得る行為を回避する措置を講じる必要がある。例えば、国内における公開宣伝活動は避けるべきである。また、海外企業やその他の提携先による商品の宣伝行為など、公衆の目に触れる可能性のある行為についても注意し、防止措置を講じる必要がある。

最後に、商品逆流を防止するため、海外委託主体との間で逆流防止義務を明記した契約を締結することが望ましい。また、自らまたは第三者に対して、オフライン・オンラインを問わず当該商品を販売してはならない。もしオンライン上で販売行為が発見された場合には、速やかに削除等の措置を講じる必要がある。

おわりに

以上のとおり、OEMは中国製造業の重要な一環であり、今後、長期間にわたり中国経済の重要な構成部分であり続けることが予測される。それは産業の発展および社会の安定に密接に関わるものであり、関連政策および法制度がこれを考慮しないということとはあり得ない。これまで、関連する判決結果には一定の揺れが見られたものの、その背後には一貫した内在的論理が存在する。過去二十余年の司法裁判例から見い出せるのは、OEMに関する裁判規範は、「政策」と「原理」という判断要素ウェイトにおいて動的に変遷し、最終的には法的認定の本来の姿へと回帰していることが確認できる。このような変遷は一見すると不確実性をもたらしたように見えるが、実際にはより明確で持続可能な法的指針を提示するものである。「解鈴還

須繫鈴人（鈴を外すのはそれを付けた者がすべき。「厄介事はそれを引き起こした本人がなんとかして解決しなければならない」の意。）」の言葉どおり、OEM 案件の重要な当事者である国内加工企業こそが主体的に対応策を講じることができる。すなわち、国内での商標登録の戦略的整備、審査・注意義務の強化、関連公衆への接触回避、商品の逆流防止等の義務を尽くすことにより、商標権侵害リスクを低減・回避することが可能となる。最終的には、国内商標権者の利益を損なうことなく自社の発展を実現することは、製造業の進歩と社会の安定にも資するものである。

著者：劉恒志

© 万慧达知的財産権 2025